

平成12年4月にスタートした介護保険制度。高齢者の方や実際に介護が必要と認定された方、介護をされているご家族の方へのアンケートなどを基に、町民や保健・福祉・医療関係機関代表とで構成する「高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会」において、より利用しやすい制度の内容や保険料を検討し、平成30年度から平成32年度までの期間の「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。65歳以上の方の介護保険料はこの計画により算定されており、3年ごとに見直しを行っています。

本町の介護保険の状況は、平成12年の制度開始以来、在宅サービスの需要の増加に応える形で新規事業所の参入や定員の増員など基盤整備が図られ、平成30年4月から新たにサービス付き高齢者向け住宅とデイサービスセンターが開設されるなど、利用しやすい環境が整備されてきております。

新たな介護保険料は、高齢化率の上昇に伴う認定者数の増加、介護施設新設による利用者の増加、平成31年10月から実施される消費税率の引上げや介護職員の処遇改善に伴う介護報酬の引上げなどの影響により、基準額で月額4,700円と第6期介護保険事業計画期間と比較し300円の増額となります。

介護保険制度は、皆さんの介護保険料によって支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いいたします。

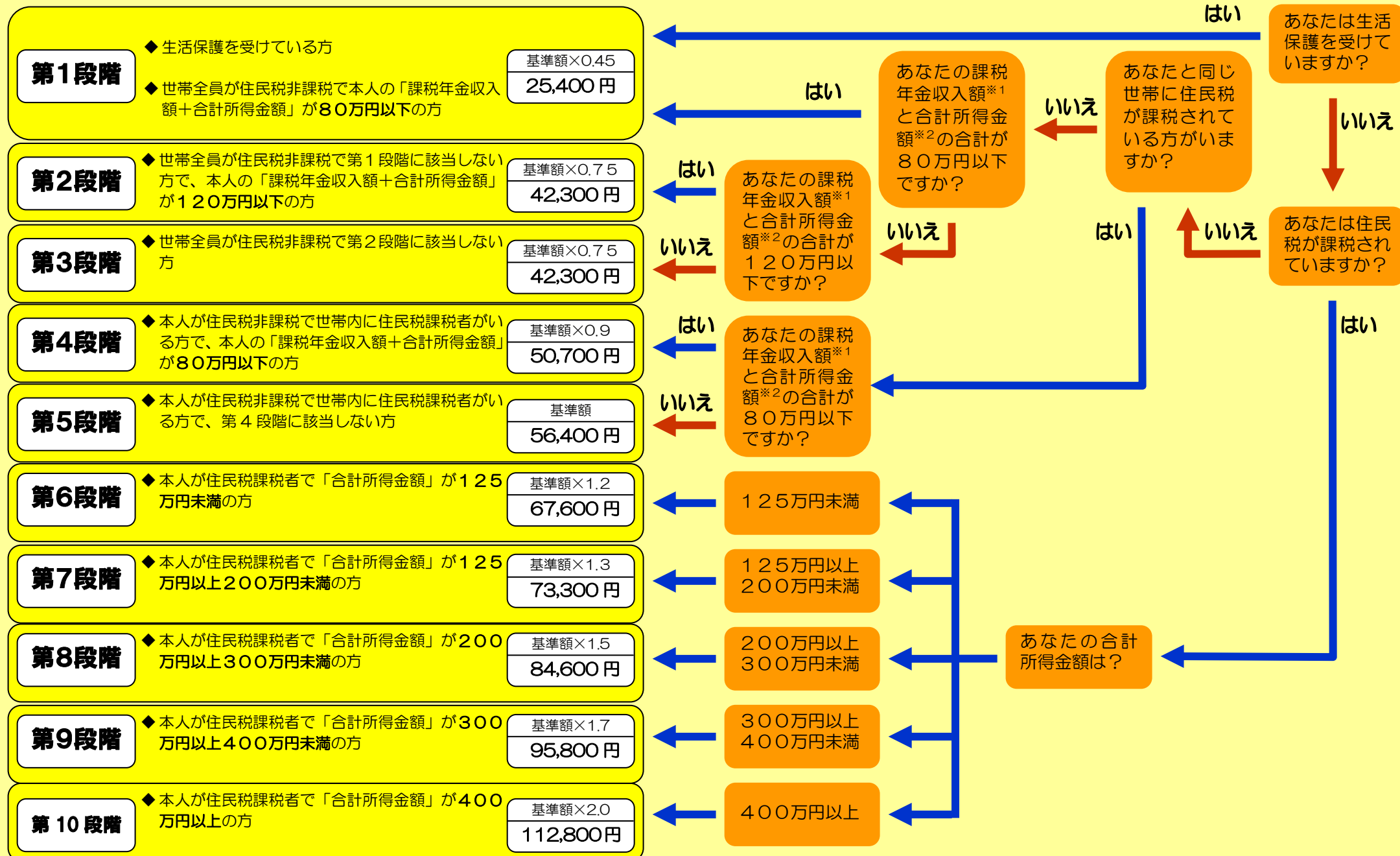
65歳以上の皆さんへ

# 平成30年4月から 介護保険料が見直されました！

## あなたの介護保険料は？（年額）

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、所得に応じた負担となるよう、基準額（第5段階）を基に、10段階に設定しています。賦課期日（4月1日）の「前年の年金収入額や合計所得金額及び世帯の課税状況」などに応じて次のとおりとなります。

（平成30年度～平成32年度までの保険料／年額）



用語解説  
 ※1 課税年金収入額とは … 老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなりこの収入額には含まれません。  
 ※2 合計所得金額とは … 「収入金額」から「必要経費など」を控除した額をいいます。「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。（年金収入のみの方であれば年金収入額から公的年金控除額を引いて出た額です。）

## ■ 第1号被保険者（65歳以上の方）介護保険料の改正ポイント

- ① 保険料基準額の見直し  
基準年額 52,800円 から 56,400円  
(基準月額 4,400円 から 4,700円)に改定されました。
- ② 合計所得金額の改正  
保険料算定の所得段階のうち、7段階以上の合計所得金額が次のとおり改正されました。

改正前 (平成27～29年度)		改正後 (平成30～32年度)	
第7段階	本人課税、125万円 ≤ 合計所得金額 < 190万円	第7段階	本人課税、125万円 ≤ 合計所得金額 < 200万円
第8段階	本人課税、190万円 ≤ 合計所得金額 < 290万円	第8段階	本人課税、200万円 ≤ 合計所得金額 < 300万円
第9段階	本人課税、290万円 ≤ 合計所得金額 < 390万円	第9段階	本人課税、300万円 ≤ 合計所得金額 < 400万円
第10段階	本人課税、合計所得金額 ≥ 390万円	第10段階	本人課税、合計所得金額 ≥ 400万円

## 介護保険制度の一部が変わります

「共生型サービス」が創設されます（平成30年4月から）

高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両制度に新たに高齢・障害などの枠を超えた横断的なサービスの提供を受けることができる「共生型サービス」が創設されました。

対象サービス ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等

「介護医療院」が創設されます（平成30年4月から）

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重症介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア<sup>※</sup>」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されました。

介護療養型医療施設（介護療養病床）の転換施設とされ、転換期限は平成36年3月までとなる予定です。  
 ※ターミナルケアとは、終末期医療・終末期看護のことです。

問い合わせは、介護保険課介護保険係まで。